

真岡市国土強靱化地域計画「概要版」

第1章 地域計画の概要

1. 背景と目的

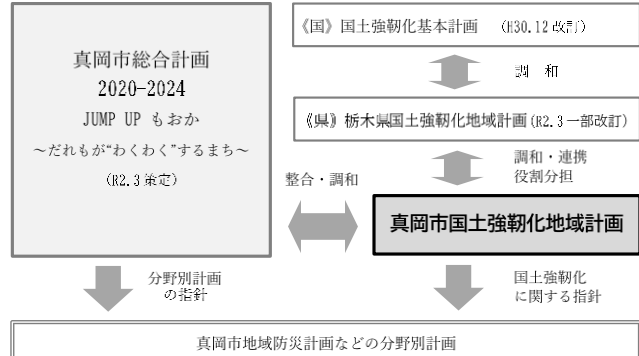
国土強靱化基本法（平成25年12月公布・施行）に基づき、平成26年6月に国が「国土強靱化基本計画」を、平成28年2月に栃木県が「栃木県国土強靱化地域計画」を策定しました。
本市においても、東日本大震災以降も竜巻や台風などによる被害が発生しており、災害時においても市民の生命や生活を守るとともに、被害の低減を図り、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため「真岡市国土強靱化地域計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は基本法第13条の規定に基づき策定するものであり、国基本計画や県地域計画と調和を保つとともに、「真岡市総合計画2020-2024」との整合性を図りながら、真岡市地域防災計画をはじめとする各分野の計画の指針となります。

3. 計画期間

令和2年（2020）～
令和6年（2024）までの5年間



第2章 本市の概況

自然的状況、社会的状況、
想定される主な災害、災害履歴の整理

第3章 地域計画策定の基本的な考え方

基本理念

いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心なまちづくりを推進するため、以下の4項目を設定しました。

- ① 市民の生命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

基本目標

本市の強靱化を推進するため、8つの基本目標を設定しました。

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保すること
- ④ 必要不可欠な情報通信機能は確保すること
- ⑤ 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと
- ⑥ 生活・経済活動に必要な最小限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと
- ⑧ 地域社会・経済が迅速に再建・修復できる条件を整備すること

基本方針

基本姿勢

・人口減少や高齢化の更なる進展、各種社会資本の老朽化など、地域社会の経済情勢を踏まえた施策の推進
・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に充分配慮した対策の実施
・「自助」「共助」「公助」を基本に、市民や民間事業者、関係機関等と適切な連携・役割分担を図り施策に取り組む

適切な施策の組み合わせ

・ハード対策とソフト施策の適切な組合せによる効果的な施策の推進
・非常時のみならず、平常における市民の安全安心に資する対策の推進

効果的な施策の推進

・施策の持続性に配慮した「選択と集中」による施策の重点化
・既存ストックの有効活用と効率的な維持管理による施策の推進
・限られた資金を最大限活用するための民間投資の促進

第4章 脆弱性評価

基本理念を達成するために基本目標8項目と、それに対するリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）24項目を設定し、現状分析・評価を実施しました。想定するリスクは、大規模自然災害全般とします。

基本目標	リスクシナリオ番号 / リスクの内容	脆弱性評価による課題の整理
人命の保護が最大限に図られること	1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1) 住宅・建築物の耐震化 2) 社会資本の老朽化対策 3) 老朽空き家対策 4) 市街地整備 5) 火災予防に関する啓発活動、地域の消防力確保 6) 市営住宅の長寿命化
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	1) 河川改修等の治水対策 2) 河川管理施設の長寿命化対策 3) 雨水管渠の整備
	1-3 大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生	1) 土砂災害警戒避難体制の整備
	1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	1) 防災意識の高揚、防災教育の実施 2) 地域防災力の向上 3) 情報の収集・伝達体制の確保 4) 市民等への災害情報の伝達 5) 避難行動要支援者等への対応 6) 外国人対策
救助・救急、医療活動が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料、飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	1) 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 2) 緊急輸送体制の整備 3) 緊急輸送道路等の整備 4) 水道施設の耐震化等 5) 都市機能の維持・誘導
	2-2 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	1) 相互応援体制の整備 2) 消防広域応援体制の整備
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期的途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足及び被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	1) 医療関係機関との連携 2) 医療機関におけるライフラインの確保 3) 緊急輸送体制の整備（再掲） 4) 都市機能誘導施設（医療機能）の維持・誘導
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への飲料水・食糧等の供給不足	1) 関係機関等との連携強化 2) 事業所等における備蓄の促進
	2-5 被災地における感染症等の大規模発生	1) 公共下水道施設及び農業集落排水施設の耐震化等及び長寿命化 2) 合併浄化槽への設置替えの推進 3) 感染症等予防対策
必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1 市の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下	1) 防災拠点機能の確保・防災上重要な市有建築物の耐震化 2) 業務継続体制の整備 3) 相互応援体制の整備（再掲） 4) 職員に対する防災教育
必要不可欠な情報通信機能は確保すること	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	1) 電源の確保 2) 情報の収集・伝達体制の確保（再掲） 3) 市民等への災害情報の伝達（再掲）
経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞	1) 事業者における事業継続計画（BCP）の促進 2) 新産業団地の整備
	5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	1) 道路の防災・減災対策 2) 緊急輸送体制の整備（再掲） 3) 緊急輸送道路等の整備（再掲） 4) 道路啓開体制の整備 5) 交通結節点への連携強化
	5-3 食料等の安定供給の停滞	1) 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備（再掲） 2) 農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化
生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	1) ライフラインの災害対応力の強化 2) エネルギーの安定供給
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止	1) 水道施設の耐震化等（再掲）
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	1) 公共下水道施設及び農業集落排水施設の耐震化等及び長寿命化（再掲） 2) 合併浄化槽への設置替えの推進（再掲）
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	1) 道路の防災・減災対策（再掲） 2) 緊急輸送体制の整備（再掲） 3) 緊急輸送道路等の整備（再掲） 4) 交通結節点への連携強化（再掲） 5) 道路啓開体制の整備（再掲） 6) 農道の整備
制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	1) 農業集落排水施設の老朽化対策等 2) 河川管理施設の長寿命化対策（再掲）
	7-2 有害物質等の大規模拡散・流出	1) 有害物質等の拡散・流出対策
	7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	1) 農地・農業用水利施設等の適切な保全管理 2) 平地林の適切な保全
地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1) 災害廃棄物処理体制の整備
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1) 復旧・復興を担う人材の確保 2) 災害ボランティアの活動体制の強化
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1) 防災意識の高揚、防災教育の実施（再掲） 2) 地域防災力の向上（再掲） 3) 業務継続体制の整備（再掲） 4) 避難行動要支援者等への対応（再掲） 5) 防犯体制の充実強化

第5章 分野ごとの推進方針

推進方針

脆弱性評価結果に基づき、7つの施策分野（A～G）ごとに推進方針を設定しました。
施策の推進には、適切な役割分担の下、庁内関係各課が連携を図り、施策の実効性や効率性を確保できるよう十分に配慮します。

施策分野	推進方針	優先施策(◎)	重要業績指標（KPI）	施策分野	推進方針	優先施策(◎)	重要業績指標（KPI）
A 行政機能／防災・消防				D 産業・農業・エネルギー			
(1)行政機能	①防災拠点機能の確保 ②業務継続体制の整備・人材育成	◎ ◎	□防災上重要な市有建築物の耐震化率	(1)産業	①工業・企業誘致 ②商業・観光振興	- ◎	□工業事業所数 □新産業団地分譲率 □BCP 策定率
(2)防災・消防	①防災計画・防災訓練の充実 ②消防施設等の整備 ③広域応援体制（相互応援体制）の整備 ④水防体制の整備 ⑤防災倉庫の整備、物資・資機材の備蓄 ⑥避難所及び避難体制の整備	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	□消防団の定員充足率 □災害協定締結自治体数 □備蓄非常用食料の充足率 □地域防災計画の見直し	(2)農業	①農業生産基盤等の災害対応力の強化	◎	□担い手農家への農地集積率 □圃場整備率
				(3)エネルギー	①「スマートエネルギーもおか」の推進	-	□住宅用太陽光発電設置支援件数
B 住宅・都市・土地利用				E 情報通信・交通・物流			
(1)住宅	①住宅・建築物等の防火性向上・耐震化 ②老朽空き家対策 ③市営住宅長寿寿命化の推進	◎ ◎ ◎	□住宅の耐震化率 □老朽危険空き家指導後改善率	(1)情報通信	①市民等への情報発信 ②災害情報の伝達	◎ ◎	□世帯に対する防災ラジオ配布数 □避難所等の公衆無線 LAN 整備数
(2)都市・土地利用	①災害に強いまちづくりの推進 ②上水道施設の整備・維持管理 ③下水道施設の整備・維持管理 ④防災公園や避難場所となる公園の整備	◎ ◎ ◎ ◎	□耐震適合配水管延長 □未普及地域配水管延長 □水道事業長期更新計画の策定 □水道ビジョンの策定 □公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の普及率 □公共下水道処理場の施設・設備の健全性割合 □亀山北土地区画整理事業進捗率 □中郷・萩田土地区画整理事業進捗率	(2)交通・物流	①緊急輸送体制の整備 ②道路の防災・減災対策及び耐震化 ③復旧・復興等を担う人材の確保 ④地域公共交通環境の充実・地域交通拠点の整備	◎ ◎ - -	□橋長 15m以上の橋梁の修繕率 □市道の舗装率 □市道の改良率 □災害時協力協定事業所数
C 保健医療・福祉・教育				F 国土保全・環境			
(1)保健医療	①医療体制の充実	◎	□かかりつけ医をもっている市民の割合	(1)国土保全	①河川・土砂災害対策	◎	□ため池ハザードマップ作成
(2)福祉	①高齢者福祉 ②障がい者福祉 ③避難行動要配慮者対策 ④生活困窮・貧困対策	◎ ◎ ◎ ◎	□緊急通報システム累計設置数 □避難行動要支援者意思確認割合	(2)環境	①廃棄物処理体制の整備 ②生活環境の保全 ③感染症予防対策	- - -	□工業排水基準適合率 □予防接種法に基づく予防接種ワクチンの接種率（麻しん・風しん1期、2期）
(3)教育	①複合施設の整備 ②文化財の保護対策 ③学校教育・施設等の整備 ④児童生徒等に対する防災教育と安全対策 ⑤子育て支援	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	□小学校、中学校の避難訓練実施率 □保育・教育施設の耐震化率（保育所・認定こども園等） □放課後児童クラブ数	G 地域防災			
				(1)地域防災	①地域防災力の向上 ②防災意識の高揚、防災教育の実施 ③ボランティア活動体制の強化 ④外国人対応	◎ ◎ - -	□地区防災計画策定地区数 □防災リーダー養成研修修了者（累計） □ボランティア団体・民間非営利組織の数
				(2)地域防犯	①防犯体制の充実強化	-	□防犯灯設置基数 □防犯カメラ設置基数 □自主防犯活動実施団体数

第6章 計画推進及び進捗管理

優先的に取り組む施策

「人命の保護」を最優先として、起きてはならない事態が回避されなかった場合の影響の大きさ等を踏まえて、優先的に取り組む施策を設定します。

各施策の推進と進捗管理

本市の分野別計画と連携し、計画的な推進・進捗管理・評価を実施するとともに、PDCAサイクルにより取組効果を検証し、必要に応じ、改善を図ります。